

建築物等の解体等の作業における石綿障害予防規則適用一覧表

平成 21 年 4 月 1 日

(社)日本石綿協会

本表は、建築物等の解体等の作業時に、石綿障害予防規則がどのように適用されるかを示したものである。

対象となるのは、石綿及び石綿含有率が 0.1 重量%を超える製剤(製品)であり、石綿とは、繊維状を呈している①クリソタイル(白石綿)、②アモサイト(茶石綿)、③クロシドライト(青石綿)、④トレモライト、⑤アクチノライト、⑥アンソフィライトをいう。

また、封じ込め及び囲い込みについては、第 10 条第 1 項による吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに実施する場合に対象になる。

なお、適用の有無は以下のように示した。

- ：適用
- △：場合によって適用
- －：適用せず
- ＊) 保護具に付着した石綿を除去した場合は適用外。
- 注 1) 屋内作業場の場合。臨時作業の場合等は、全体換気装置、湿潤化等でも可。
- 注 2) 石綿粉じんの発散のおそれがある作業の場合。
- 注 3) 常時作業の場合。
- 注 4) 6 ヶ月以上作業を行う場合。
- 注 5) 耐火・準耐火建築物の吹き付け石綿の除去作業を行う場合は、安衛則第 90 条により 14 日前までに届出が必要。
- 注 6) 電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。

実施項目	吹き付け石綿の処理【レベル 1】			石綿含有耐火被覆板・断熱材・保温材の解体・改修【レベル 2】		石綿含有成形板の解体・改修【レベル 3】	石綿等が使用されている鋼製の船舶の解体等の作業	左記以外の石綿製品の取扱い作業(ばく露するおそれのない作業は除く)【レベル外】
	除去	封じ込め及び石綿等の切断等の作業を伴う囲い込み	左記以外の囲い込み作業は【レベル 2】相当	石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴う作業	左記以外の作業			
事前調査(第 3 条)	○	○	○	○	○	○	○	－
作業計画(第 4 条)	○	○	○	○	○	○	○	－
作業の届出(工事直前まで)…(第 5 条)	○ ^{注 5}	○	○	○	○	－	－	－
吹き付け石綿除去作業場所の隔離(第 6 条)	○	○	－	○	－	－	－	－
除去以外の労働者の立入禁止/表示(第 7 条)	－	－	○	－	○	－	－	－
請負人に石綿使用状況の通知(第 8 条)	○	○	○	○	○	○	○	－
注文者の衛生コストに対する配慮(第 9 条)	○	○	○	○	○	○	○	－
局所排気装置等の設置(第 12 条)	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}
切断等の措置:湿潤化(第 13 条)	○	○	○	○	○	○	○	△ ^{注 2}
切断等の措置:呼吸用保護具(第 14 条)	○ ^{注 6}	○	○	○	○	○	○	△ ^{注 2}
関係者以外の立入禁止/表示(第 15 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
石綿作業主任者の選任/職務(第 19~20 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
局所排気装置等の自主検査等(第 21~26 条)	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}	△ ^{注 1}
特別の教育の実施(第 27 条)	○	○	○	○	○	○	○	－
洗浄設備(第 31 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
容器等(第 32 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
使用された器具等の付着物の除去(第 32 条の 2)	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙等の禁止/掲示(第 33~34 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
作業の記録(第 35 条)	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}
作業環境測定、評価/措置(第 36~39 条)	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}	△ ^{注 4}
健康診断の実施/報告(第 40~43 条)	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}	△ ^{注 3}
呼吸用保護具の備付け(第 44~45 条)	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の持ち帰り禁止(第 46 条)＊)	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 1 : ①吹き付け石綿には、吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、石綿含有吹き付けパーミキュライト、石綿含有吹き付けパーライトがある。

②耐火被覆板とは、耐火性能を確保するために張り、柱等に被覆されるもので、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種がある。

③石綿含有断熱材には、煙突用断熱材、屋根折版用断熱材がある。

④石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有パーミキュライト保温材、石綿含有不定形保温材(石綿含有水練り保温材)がある。

⑤石綿製品とは、レベル 1, 2, 3 以外の石綿含有製品をいい、これには石綿紡織品、石綿含有シール材(パッキン、ガスケット)、摩擦材等が該当する。

備考 2 : 事前調査については、(社)日本石綿協会発行「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」、(社)日本作業環境測定協会「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」、建設業労働災害防止協会「新版建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」、国土交通省ホームページ「目で見るアスベスト建材」等が参考になる。